

京都市告示第 48 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我 8 号線	伏見区久我西出町 7 番地の 43 地先から	旧	メートル 109.90	メートル 1.80
	同町 7 番地の 40 地先まで	新	109.90	1.80 ~ 5.00
久我 11 号線	伏見区久我西出町 7 番地の 17 地先から	旧	21.20	1.90
	同町 7 番地の 40 地先まで	新	19.90	2.70 ~ 9.20

(建設局土木管理部道路明示課)